

兵庫県公報

平成29年5月2日 火曜日 第2896号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 包括外部監査契約の締結について（財政課）	1
○ 平成29年度毒物劇物取扱者試験の実施（薬務課）	2
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○ 土地改良区の解散認可（同）	4
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	4
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	5
○ 同 上（同）	5
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（契約管理課）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 同 上（同）	8
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	8
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更（同）	10
公 告	
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	10
○ 同 上（同）	10
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	11
正 誤	
○ 昭和63年2月19日付け兵庫県公報第6746号中	12
○ 昭和63年3月11日付け兵庫県公報第6752号中	12

告 示

兵庫県告示第502号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成29年5月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名 北本 敏

(2) 住所 加古川市加古川町溝之口151番地の1 エンブレイス加古川603号

2 契約の期間の始期

平成29年4月1日

3 監査に要する費用の額の算定方法

契約に定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額を合算した額

4 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告書提出後一括払い

兵庫県告示第503号

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、平成29年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成29年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 試験日時
平成29年 8 月 9 日（水）午後 2 時から午後 3 時まで
- 2 試験場所
神戸市西区学園西町 8-2-1
兵庫県立大学 神戸商科キャンパス
- 3 試験科目
 - (1) 筆記試験
 - ア 毒物及び劇物に関する法規
 - イ 基礎化学
 - ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法
 - (2) 実地試験
毒物及び劇物の識別及び取扱方法
- 4 試験区分
一般
農業用品目
特定品目（毒物及び劇物取締法施行規則（昭和26年厚生省令第4号）附則第3項に該当するものを除く。）
- 5 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験願書
兵庫県健康福祉部健康局薬務課（以下「薬務課」という。）及び各県民局・県民センター健康福祉事務所（但馬県民局新温泉健康福祉事務所を除く。以下同じ。）において配布する。
なお、郵送を希望する場合は、返信用封筒（定形外角形 3 号（日本工業規格 B 5 用紙が折れ曲がらないもの）に 140 円分の郵便切手を貼付し、宛先を明記したもの）を添えて薬務課に申し込むこと。
 - イ 写真
出願前 6 月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、縦 6 センチメートル、横 4.5 センチメートルのものとし、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものを、受験願書に貼り付けること。
 - (2) 受付期間
平成29年 5 月 15 日（月）から同月 26 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）
郵送による場合は、簡易書留とし、平成29年 5 月 26 日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - (3) 提出先
 - ア 薬務課又は各県民局・県民センター健康福祉事務所（いずれの機関でも提出可）に持参して提出すること。
 - イ やむを得ず郵送による場合は、簡易書留で薬務課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号）まで
 - (4) 受験を希望する者で、視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する場合、又は妊娠等により通常の机・椅子での受験が困難であると考えられる場合は、その障害等の状態に応じて必要な措置を講ずることがあるので、願書の提出までに薬務課に申し出ること。
 - (5) 手数料
10,500 円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。
なお、願書受付後、手数料は返還しない。
- 6 受験票の送付
受験願書を受理したときは、受験票を薬務課から本人宛てに送付する。
- 7 合格者の発表

平成29年 9月 8日（金）午前10時に合格者の受験番号を薬務課及び各県民局・県民センター健康福祉事務所に掲示するとともに、兵庫県ホームページに掲載するほか、合格者に通知する。また、別途、合格証書を交付する。

なお、電話による可否の問合せには応じない。

8 試験についての問合せ先

- (1) 兵庫県健康福祉部健康局薬務課
電話 (078) 341-7711 内線 3316
- (2) 各健康福祉事務所



兵庫県告示第504号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年 5月 2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

下三井庄土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 内 良 太	丹波市春日町下三井庄1121番地
同	畑 憲 幸	同 市春日町下三井庄1161番地
同	石 田 愛 子	同 市春日町下三井庄60番地
同	上 杉 明 仁	同 市春日町下三井庄1187番地
同	石 田 直 樹	同 市春日町下三井庄830番地 1
監 事	上 畑 裕 之	同 市春日町下三井庄1041番地
同	田 中 昭	同 市春日町上三井庄118番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山 内 國 雄	丹波市春日町上三井庄103番地 1
同	上 畑 惣 治	三田市すずかけ台 2 丁目33番地 2
同	上 畑 裕 之	丹波市春日町下三井庄1041番地
同	山 内 良 太	同 市春日町下三井庄1121番地
同	畑 憲 幸	同 市春日町下三井庄1161番地
監 事	石 田 信 介	同 市春日町下三井庄56番地 1
同	田 中 伸 介	宝塚市安倉中 5 丁目13番 4 号

印南土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	厚 見 和 保	加古郡稲美町印南681番地の12
同	井 澤 孝 泰	同 郡同 町印南818番地
同	井 澤 守	同 郡同 町印南989番地の 4
同	井 上 貞 夫	同 郡同 町印南91番地の 1
同	井 上 庄 蔵	同 郡同 町印南363番地の11
同	植 田 博 文	同 郡同 町印南142番地の 2
同	植 田 文 則	同 郡同 町印南129番地
同	植 田 光 男	同 郡同 町印南161番地の 6
同	大 澤 光 雄	同 郡同 町印南471番地の 1
同	大 辻 末 一	同 郡同 町岡2578番地の 2
同	唐 木 利 広	同 郡同 町印南529番地
同	坂 口 芳 孝	同 郡同 町野谷600番地の 6
同	末 松 見佐夫	同 郡同 町印南363番地の29
同	高 松 秀 城	同 郡同 町岡2515番地の 1

同	中 岡 功	同 郡同	町印南1020番地の 4
同	萩 野 良彦	同 郡同	町印南646番地の43
同	長谷川 寛	同 郡同	町印南781番地の 1
同	畑 雅 秀	同 郡同	町印南915番地の 3
同	藤 田 善和	同 郡同	町印南948番地
同	丸 尾 信夫	同 郡同	町印南419番地
同	上 田 秀樹	同 郡同	町印南2179番地の 4
監 事	福 嶋 義久	同 郡同	町蛸草857番地の 3
同	丸 尾 義和	同 郡同	町印南273番地
同	福 田 正彦	同 郡同	町加古9211番地

就任役員

役員区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

同

氏 名

厚 見 和 保

井 上 貞 夫

井 上 庄 蔵

植 田 博 文

植 田 文 則

植 田 光 男

唐 木 利 広

坂 口 芳 孝

末 松 見佐夫

高 松 秀 城

武 仲 宏 明

中 岡 善 昭

西 川 和 典

萩 野 良 彦

畑 雅 秀

福 嶋 義久

藤 田 武 志

丸 尾 寿 市

丸 尾 信 夫

丸 尾 義 和

増 田 秀 樹

井 澤 孝 泰

長谷川 寛

長谷川 裕 己

住 所

加古郡稲美町印南681番地の12

同 郡同 町印南91番地の 1

同 郡同 町印南363番地の11

同 郡同 町印南142番地の 2

同 郡同 町印南129番地

同 郡同 町印南161番地の 6

同 郡同 町印南529番地

同 郡同 町野谷600番地の 6

同 郡同 町印南363番地の29

同 郡同 町岡2515番地の 1

同 郡同 町蛸草837番地の 1

同 郡同 町印南796番地の 5

同 郡同 町印南950番地の 8

同 郡同 町印南646番地の43

同 郡同 町印南915番地の 3

同 郡同 町蛸草857番地の 3

同 郡同 町印南920番地の 2

同 郡同 町印南406番地の 2

同 郡同 町印南419番地

同 郡同 町印南273番地

同 郡同 町中村412番地の 2

同 郡同 町印南818番地

同 郡同 町印南781番地の 1

同 郡同 町中村1393番地の34

兵庫県告示第505号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第 2 項の規定により、次の土地改良区の解散を認可した。

平成29年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
掬鹿谷土地改良区	平成29年 4 月 14 日

兵庫県告示第506号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成29年 4 月 18 日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

平成29年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	構地区	平成29年 5 月 2 日から 同 月 22 日まで	姫路市役所



兵庫県告示第507号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成29年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町村岡区高津字ヲバラキ477、477の1、483の1、485
 - 2 指定の目的
水源の涵養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第508号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成29年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
美方郡香美町村岡区高津字トエド1461の2、1480、1480の1(次の図に示す部分に限る。)、字コフロギ1939、1940、1940の1、1949、1949の1、1966、1967
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第509号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成29年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社東芝姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地
工場長 相 田 聡
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社東芝姫路半導体工場
揖保郡太子町鷗300番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		
能 力	2,905,000個/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常 ^レ の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	4~6	4~6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	1	1
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2	4
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1	2
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1未満	1未満
	リン ^リ 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—
鉛及びその化合物 (単位 mg/L)	0.1	0.1	

	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	0.1未満	0.1未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		40	40

備考 既設特定施設を廃止するとともに、汚水等は循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年 5 月 2 日から同月23日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び揖保郡太子町生活福祉部生活環境課



兵庫県告示第510号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、神戸市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間
平成28年11月22日から平成29年 3 月31日まで
- 3 作業地域
神戸市の一部



兵庫県告示第511号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成29年 1 月16日から同年 3 月28日まで
- 3 作業地域
西宮市北名次町16番1地先



兵庫県告示第512号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南あわじ市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影レベル500）
- 2 作業期間
平成28年 8 月16日から平成29年 3 月30日まで
- 3 作業地域

南あわじ市全域



兵庫県告示第513号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、淡路市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級水準測量及び数値図化（地図情報レベル1000））
- 2 作業期間
平成29年 2 月 1 日から同年 3 月 29 日まで
- 3 作業地域
淡路市多賀及び柳澤地内



兵庫県告示第514号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、稲美町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影及び写真地図作成（地図情報レベル500））
- 2 作業期間
平成28年11月 1 日から平成29年 3 月 31 日まで
- 3 作業地域
稲美町全域



兵庫県告示第515号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、太子町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成29年 2 月 13 日から同年 3 月 21 日まで
- 3 作業地域
太子町鶴、下阿曾及び老原地内



兵庫県告示第516号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年 5 月 2 日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成29年 5 月 2 日から 2 週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年 5 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 姫 路 港 線	姫路市高尾町82番1から 同 市博労町200番1まで	旧	18.0から 48.0まで	656.0	一部 予定地
	姫路市高尾町82番1から 同 市博労町203番1まで	新	29.0から 48.0まで	644.0	終点 変更



兵庫県告示第517号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年5月2日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年5月2日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 高 砂 北 条 線	高砂市荒井町若宮町165番7から 同 市荒井町小松原5丁目32番3まで	旧	7.0から 11.0まで	650.0	
		新	30.0から 44.0まで	650.0	一部 予定地



兵庫県告示第518号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年5月2日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年5月2日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 号	姫路市坂元町79番から 同 市博労町201番1まで	旧	27.0から 30.0まで	41.0	
		新	27.0から 37.0まで	41.0	

県道 太 子 御 津 線	姫路市網干区垣内北町1653番10から 同 市網干区垣内北町1653番 7 まで	旧	7.0から 7.0まで	21.0	
		新	7.0から 7.0まで	21.0	



兵庫県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成29年5月2日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年5月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路 線 名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 5 0 号	高砂市荒井町小松原4丁目31番1から 同 市荒井町小松原5丁目35番5まで	旧	43.0から 51.0まで	51.0	
		新	43.0から 70.0まで	51.0	一部 予定地

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年5月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市寺内字丁田7番2、8番
同 市西嶋字村前20番1、20番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
西脇市寺内字丁田8番地
社会福祉法人津万保育園 理事 稲 垣 研 二
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年5月12日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-1号（28西脇）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成29年5月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
赤穂市黒崎町40番
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

東京都西東京市北原町三丁目 2 番22号
 株式会社アーネストワン 代表取締役 松 林 重 行
 3 許可年月日及び許可番号
 平成29年 4 月17日
 兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1 -16- 2 号（28赤穂）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第23号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設を指定、変更及び取消した旨の報告があったので、平成 7 年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年 5 月 2 日

兵庫県選挙管理委員会
 委員長 立 石 幸 雄

表朝来市の項中

「

朝来市	生野二区コミュニティ消防センター	朝来市生野町口銀谷449— 3
	奥銀谷地区コミュニティセンター	朝来市生野町奥銀谷1436— 2

」

を

「

朝来市	奥銀谷地区コミュニティセンター	朝来市生野町奥銀谷1436— 2
-----	-----------------	------------------

」

に、

「

和田山婦人・若者等活動促進施設	朝来市和田山町高生田400
竹田地区コミュニティセンター	朝来市和田山町竹田650
和田山農業振興センター	朝来市和田山町宮田186— 3
和田山農業農村改善センター	朝来市和田山町中94— 2
和田山老人福祉センター	朝来市和田山町和田山258— 1
和田山農業者トレーニングセンター	朝来市和田山町立ノ原43

」

を

「

和田山婦人・若者等活動促進施設（糸井地区市民会館）	朝来市和田山町高生田400
竹田地区コミュニティセンター	朝来市和田山町竹田650
和田山農業振興センター（大蔵地区市民会館）	朝来市和田山町宮田186— 3
和田山農業農村改善センター（東河地区市民会館）	朝来市和田山町中94— 2
和田山老人福祉センター	朝来市和田山町和田山258— 1

に、
「

磯部地区コミュニティセンター	朝来市山東町大内549—1
山東農村環境改善センター	朝来市山東町粟鹿873

を
「

磯部地区コミュニティセンター	朝来市山東町大内549—1
粟鹿地区農村環境改善センター	朝来市山東町粟鹿 873

に、
「

朝来福祉多目的ホール	朝来市新井148
------------	----------

を
「

朝来福祉多目的ホール	朝来市新井148
朝来市和田山生涯学習センター	朝来市和田山町玉置824—1
朝来市山東生涯学習センター	朝来市山東町末歳710
朝来市朝来生涯学習センター	朝来市新井73—1

に改める。

正 誤

○昭和63年 2 月 19 日 付 け（兵庫 県 公 報 第 6746 号）
兵庫 県 企 業 庁 管 理 規 程 第 6 号（兵庫 県 水 道 用 水 供 給 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 管 理 規 程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
15	上から 7	兵庫 県 企 業 庁 管 理 規 程 第 6 号	兵庫 県 企 業 庁 管 理 規 程 第 7 号



○昭和63年 3 月 11 日 付 け（兵庫 県 公 報 第 6752 号）
兵庫 県 企 業 庁 管 理 規 程 第 7 号（兵庫 県 水 道 用 水 供 給 条 例 施 行 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 管 理 規 程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
16	上から 19	兵庫 県 企 業 庁 管 理 規 程 第 7 号	兵庫 県 企 業 庁 管 理 規 程 第 8 号